

第430回（令和3年6月）

小野市議会(定例会)発言通告書

議会事務局

一般質問発言通告書

1 村本 洋子 議員

質問項目

- 第1項目 がん患者アピアランスサポートについて
- 第2項目 「生理の貧困」問題について
- 第3項目 養育費の不払い問題について
- 第4項目 第430回市議会定例会の開会あいさつでの議会改革について

要点・要旨

第1項目 がん患者アピアランスサポートについて 答弁者 市民福祉部参事

アピアランスとは外見という意味です。がん医療の進歩により、がんの生存率は改善し、吐き気・嘔吐・発熱などの治療に伴う副作用も以前と比べると薬で軽減できるようになり、がん治療は通院が中心となりました。そのため、治療を継続しながら、仕事や社会生活を送るがん患者は増えています。その一方で、がん治療の影響により、脱毛や乳房切除など治療前と変化した容姿が気にかかり、社会との交流を避けたり、離職を余儀なくされる人は珍しくありません。

2009年に国立がん研究センター中央病院が行ったアンケート調査「抗がん剤による副作用の苦痛度ランキング」によりますと、女性の1位が頭髪の脱毛で、顔のむくみや変色、爪のはがれなど、外見に関する項目が20位中半分以上を占める結果となっています。

このように、患者は病気そのものに対する不安や治療の大変さに加え、外見の変化が重なると、心理的苦痛は非常に大きくなり、治療や生活の質に大きな影響が出る場合も

多く見受けられます。

抗がん剤の副作用で脱毛に悩む人が、ウィッグの使用や眉毛メイクのおかげで闘病に前向きになり、仕事に復帰できたケースもあります。患者が本人らしく、生活の質を保ちながら過ごすための、アピアランスサポートの重要性が高まっています。

県の令和3年度の新規事業に「がん患者アピアランスサポート事業」が盛り込まれました。がん治療による脱毛や乳房切除など外見が変貌する患者に対し、がん患者と社会との接点を増やす後押しをするため、外見変貌を補完する補正具の購入費用の一部を助成するものです。実施主体は市町で各市町の実施する事業に県が補助します。対象は前年の所得額が400万円未満のがん患者で購入額の半分を県と市町が負担します。補助金の上限額は医療用ウィッグが5万円、乳房補正下着が1万円、人工乳房が5万円です。

ウィッグや医療用補整下着などは、健康保険の対象外なので、実費で購入するには数万円から数十万円かかります。長期にわたる抗がん剤治療や放射線治療、投薬治療などが経済的に大きな負担となり、外見的ケアまで余裕がないと言われる方が多くいます。

しかし、闘病中であっても周囲に気を使われることなく、今まで通りに社会の一員としての役割を果たしながら日常生活を送ることが、ひとりの人間としての尊厳を保ち、生きる意欲につながるのです。

がんになっても生き生きと社会で活躍できるように患者を支えるこの事業を実施すべきと考えますがそのことについての考えをお伺いします。

第2項目 「生理の貧困」問題について

今、世界各国で女性の月経に関する「生理の貧困」が問題となっています。

「生理の貧困」とは、生理用品を買うお金がない、また、利用できない、利用しにくい環境にあることを指し、発展途上国のみならず格差が広がっている先進国においても問題となっています。この「生理の貧困」解消のために、例えばイギリスでは全国の小・中・高校で生理用品が無償で提供されています。また、フランス、ニュージーランド、韓国なども同様の動きがあります。

この問題は日本でも無関係ではなく、任意団体である「#みんなの生理」が行ったオンラインアンケート調査によると、5人に1人の若者が金銭的な理由で生理用品を買うのに苦労した、他の物で代用している等との結果が出ています。また、貧困で購入できないだけでなく、ネグレクトにより親等から生理用品を買ってもらえない子どもたちがいるとの指摘もあります。コロナ禍で困っている人が増えたことによって顕在化しましたが、元から負担感を抱える人は多くいます。

このことから、「生理の貧困」問題解決に向けた取組が必要と考えますが、次の2点についてお伺いします。

(1点目) 地域女性活躍推進交付金の活用について

答弁者 市民安全部次長

政府は、新型コロナウイルス感染症対策として計上された地域女性活躍推進交付金の使途に、生理用品の提供を追加しました。交付金は、困窮女性を支援する民間団体、例えば男女共同参画センター等に自治体が事業を委託する場合の委託料を国が負担するというものです。生理用品を小・中学校や公共施設等で無償で提供するなど、この交付金の活用について当局の考えをお伺いします。

(2点目) 防災備蓄品に生理用品を追加することについて

答弁者 市民安全部長

女性の避難生活に欠かすことのできない生理用品を防災備蓄品に加えれば、避難所で活用できるだけでなく、買い替え時期に必要な方に配布することもできるようになります。防災備蓄品に生理用品を追加することについての考えをお伺いします。

第3項目 養育費の不払い問題について

厚生労働省が昨年公表した「2019年国民生活基礎調査」の結果によると、子どもの貧困率は13.5%で子どもの7人に1人が貧困状態であることがわかりました。子どもの貧困率は中間的な所得の半分(貧困線)に満たない所得の家庭で暮らす18歳未満の割合を示すものです。子どもの貧困は、表面化しにくいとされています。新型コロナ

ナウイルス感染症拡大が長引くなか、ひとり親家庭の生活は厳しさを増しています。国は、困窮子育て世帯に対する生活支援金の給付等の手立ても講じています。

しかし、子どもの貧困問題の一因として、その背景にはひとり親世帯の就業状況が厳しく、所得水準が低いという問題もありますが、夫婦が離婚した後の子どもの養育費の不払い問題も重要な要因であることも指摘されています。特に離婚によって、ひとり親世帯（母子家庭と父子家庭）になった家庭の貧困率は高く、離婚後に養育費の支払いが止まると一気に生活が困窮してしまいます。厚生労働省の2016年度全国ひとり親世帯等調査によると、母子世帯で養育費を「受け取っている」は、24.3%に過ぎません。母子家庭の母が働いて得る年間収入の平均は200万円で、子育てには厳しい現実となっています。離婚時に養育費の取り決めに「していない」が54.2%で、ここに問題が潜んでいます。早く離婚したいという親の思いが強く、子どもの将来への配慮ができていない場合もあります。養育費を受け取る権利は、子どもの権利として捉え、子どもを守る必要があると思います。それだけに、住民に最も近い市町村がきめ細かい取組で実情を把握し、親の離婚による子どもの心理的・経済的な負担を最小限にとどめるため、養育費の取り決めや面会交流の実施のための支援が必要だと思われます。そこで、次の4点についてお伺いします。

（1点目）ワンストップでの相談支援について

答弁者 市民福祉部長

離婚届の提出時や、別居・離婚に伴う転居届の提出時、児童手当の申請時などの様々な機会において情報提供し、その上で相談者の個別の事情やニーズに十分配慮し、ワンストップでの相談支援についての考えをお伺いします。

（2点目）離婚届の受付窓口での対応について

答弁者 市民福祉部長

離婚届等を受け付ける窓口において、離婚届の用紙を取りに来た人への養育費の取り決めや面会交流の実施の説明などを行う相談員の配置や、養育費や面会交流の取り決めに関する合意書や手引きを離婚届の用紙と一緒に配布することについてお伺いします。

(3点目) 多様化する家族関係について

答弁者 市民福祉部長

多様な家族関係が広がっている現状、養育費の重要性への社会認識が不十分である現状を踏まえ、社会全体として離婚が子どもに与える影響について考えられるように、若い世代に向けて、家族関係や婚姻・離婚に関する理解を深めるための機会を設けるべきと考えますが、市としてどのように考えておられるのかお伺いします。

(4点目) 養育費の履行確保への支援について

答弁者 市民福祉部長

養育費の履行確保のため、養育費や面会交流に関する取り決めに係る支援や公正証書作成に関わる費用の助成についての考えをお伺いします。

第4項目 第430回市議会定例会の開会あいさつでの議会改革について

今期定例会の市長の開会あいさつで、議会に対して、「2つの大きな改革」をご提案いただきました。そこで、次の2点についてお伺いします。

(1点目) 「会派0作戦」について

答弁者 市長

私は公明党会派に所属しております。会派を組むメリットよりも弊害の方が大きいと感じたことはありません。私自身は1期目の新人ではありますが、多様な価値観や個人の尊重を阻害されたことはありませんし、先輩議員や、事務局から丁寧にご教授いただいております。

私は、コロナ禍で不安や悩みを抱えている市民も多く、支持者の方や地域の方々からの市民相談や自己研鑽に努めておりますが、5月31日の定例会初日の開会あいさつの録画中継を確認しますと、市長は「コロナでほとんど皆さんも出張もなければ、いわゆる市の行事もなければ、何もしないで朝ここに来て、お茶を飲んで弁当を食べて帰って、それであの報酬がもらえて皆さんええんでしょかね。」との発言がありましたが、すべての議員に対しての発言であれば、議員と議会軽視ともとれる発言であり、議場での発言としては好ましくないと思います。

会派を超えてフレキシブルに討論することには、大賛成です。ぜひそうしていきたいと思えます。今年度はその方向性で進んでおります。しかし、会派の有無に関しては、議会内で決定すべきことだと思えます。

ご提案頂いた、会派0作戦と発言の真意をお伺いします。

(2点目) 河島信行議員の一般質問の再開について

答弁者 市長

私は、「当時議員ではありませんのでわかりません」という態度はとるべきでないと思え、議事録を確認し、市民の皆さんのためにも議会の正常化を願え、河島信行議員の一般質問の再開に賛成いたしました。

私個人といたしましては、議員辞職勧告決議を受けた時点で私の所属する党及び会派、また個人においては、辞職することが当然のことと考えております。しかし、河島信行議員がご自身の主義・主張に基づいて辞職されなかったこと、選挙に出馬され、市民の投票により当選されたことも事実です。

「全てなかったこととして、一般質問を再開する」という考えではありませんが、選挙で選ばれた市民の代表であり、また市民の皆さんのためにも、いつまでもこの様な議会が続くことについて、大変心を痛めています。議会の正常化と今後このような状況にならないためにも、問題解決に議会運営委員会の一員としましても、解決に向けて尽力いたしたいと存じます。先輩議員の皆様は、解決に努力され、とてご苦勞されてきたと思っております。

一般質問の再開についての市長の開会あいさつの真意をお伺いします。

一般質問発言通告書

2 藤原 貴希 議員

質問項目

第1項目 大規模災害に備えた消防団の充実と強化について

第2項目 部活動のあり方について

第3項目 新型コロナウイルスワクチンの誤接種について

要点・要旨

第1項目 大規模災害に備えた消防団の充実と強化について

消防団は火事における消火活動だけでなく、地震や風水害時の救助活動、避難所設営、避難誘導など非常時における重要な役割を担っています。また、消防団員は地域の住民であるため、非常時にはその地域において即時に活動できる機動力を有しています。阪神淡路大震災や近年頻発する自然災害時における消防団の活躍についてはご存じのとおりです。

近年相次ぐ自然災害の発生や、今後南海トラフ巨大地震等の大規模地震の発生が危惧される中、平成25年に地域防災力の充実強化を図り、地域住民の安全の確保に資することを目的として「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が制定され、小野市地域防災計画にも、同法律に基づき消防団の充実強化を図る旨が記載されています。

しかしながら、全国においても小野市においても消防団員数は減少傾向にあり、また団員の高齢化も進んでいます。令和2年版消防白書によると、平成22年に全国で約88万3,700人だった消防団員は令和2年には約81万8,500人に減少し、小

野市においては平成22年700人だった消防団員が令和3年には661人に減少しています。また、平成20年に全国で38.3歳だった平均年齢は令和2年で41.9歳となり、小野市においては平成20年に33.7歳だったものが令和3年には39.1歳となっております。

また今後、南海トラフ巨大地震、山崎断層東南部地震、大規模風水害等の発生が予測される中、それを想定した消防本部と消防団の連携や、消防団自体の充実強化はより一層重要なものになってくると考えられるため、次の3点についてお伺いします。

(1点目) 消防団員の定員について

答弁者 消防長

現在、小野市消防団の定員は700名となっており、令和3年4月現在実員数が661名です。近隣他市と比べて定員は少なく、少数精鋭で活動していると言えます。今後想定される大規模災害への対応を考えると、ある一定の人数は必要であると考えられますが、一方で、団員確保が難しく定員が揃えられない消防団も存在します。そこで今後の消防団の定員についてどのように考えておられるのかお伺いします。

(2点目) 消防団への加入促進事業について

答弁者 消防長

小野市地域防災計画の中で、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に基づいて、住民に対する広報啓発活動による消防団への加入促進事業を推進する旨が記載されていますが、現在、具体的にどのような加入促進事業を展開されているのかお伺いします。

(3点目) 大規模災害を想定した訓練及び研修について

答弁者 消防長

今後想定される大規模災害に対しての対応は、近年小野市内で発生している火事や大雨被害とは全く違った災害対応になると予想されます。そのような状況の中で、消防本部と消防団の連携の仕方、消防団の役割、各団の役割分担等について、全ての消防団で共通認識が必要だと考えます。大規模災害時に可及的速やかに活動に移るための共通認識を持つことを目的とした訓練や研修の現状についてお伺いします。

第2項目 部活動のあり方について

答弁者 教育指導部長

令和2年9月の第423回定例会において、小野市における中学校部活動の今後の方向性について伺いました。ご答弁では、生徒数が減少し、存続が難しくなってきた部活動に関しては「合同部活動方式」もしくは「連携校方式」を検討し、生徒の生涯にわたるスポーツ、文化活動を実現するための資質能力を育む基盤を整えていくとのことでした。

現在、市内において、試合に出場できる人数に満たなくなろうとしている部活動が複数あると市民の方に伺っています。来年度にはほぼ確実に人数不足になるだろうと予測されている部活動もあります。

人口減少の流れの中で、すでにやりたい部活動がないと嘆いている子どもたちがおり、近い将来同じように人数が足りず、希望の部活動ができなくなる子どもたちが増えることは容易に想像できるところです。

現在のこのような事態を受け、どのような方法をお考えであるのか、今後の小野市の部活動に関する方針について、いま一度お伺いします。

第3項目 新型コロナウイルスワクチンの誤接種について

答弁者 市民福祉部長

5月27日に、小野市内の特別養護老人ホームにて新型コロナウイルスワクチンの誤接種が発生した経緯と、メディアの取材を受けるまでこの件を公表されなかった理由をお伺いします。

一般質問発言通告書

3 岡嶋 正昭 議員

質問項目

第1項目 市内道路の維持管理について

第2項目 市街地及びその周辺地域のまちづくりについて

要点・要旨

第1項目 市内道路の維持管理について

令和2年版小野市統計書によりますと、市内には約473kmもの市道が存在しており、そのうち、舗装道は約446kmで、舗装率は97%となっています。

市ではこれらの市道を1級路線・2級路線・その他路線に分類し、舗装路面やセンターライン・路側帯の白線等の維持管理に日々努められているところですが、次の2点についてお伺いします。

(1点目) 市道の舗装の改修について

答弁者 地域振興部長

例えば、有形固定資産としてのアスファルトでの舗装の耐用年数は10年とされています。耐用年数が10年といえども、道路の状況によってそれぞれ使用状況の違いがあり、一律での判断はなじまないものと思いますが、小野市ではどのようなサイクルで道路の改修が行われているのかお伺いします。

(2点目) 市道の改修・拡幅・新設等について

答弁者 地域振興部長

道路の改修・拡幅・新設等については非常に多くの要望が市民の方からあるものと思

います。費用対効果を考えながら慎重に審査され、事業化についての判断がされていると思いますが、これらの判断基準について当局の考え方を伺います。

第2項目 市街地及びその周辺地域のまちづくりについて

小野市では、昨年5月に現庁舎がオープンし、早一年が経過しました。

新年度では図書館前の区域を農振除外し、市街地の開発をしていくことが目玉施策の一つになります。この新しい取組には小野市民の多くが大変期待をしているところですが、次の2点について伺います。

(1点目) 今後の市街地の開発計画について

答弁者 地域振興部長

市街地の面積を増やすことが非常に厳しい中どのような対策をとっていくのか、私のように市街地周辺に住む者からすると、非常に関心のあるところであります。

令和2年9月の第423回定例会での前田議員の質問に対して、市長より市街地周辺をどう活性化するか、例えばマンションを建設し商店街周辺の世帯に移り住んでいただいたり、また、東播磨道完成の暁には加古川や高砂の沿岸部より小野市へ移住していただく等の構想を答弁していただきました。

市街地及びその周辺の住民にとっては、今後の開発については非常に関心の高いことでもあります。市街地のまちづくりについての考え方を改めて伺います。

(2点目) 特別指定区域制度について

答弁者 地域振興部長

小野市は、平成17年に市街化調整区域の土地利用に関する特別指定区域制度のひとつである地縁者の住宅区域の指定を受けて、市街化調整区域の土地利用が大きく変わりました。この制度は地域の活性化を図るものですが、指定を受けてから現在までの小野市の特別指定区域制度の活用状況及び成果について伺います。

一般質問発言通告書

4 平田 真実 議員

質問項目

第1項目 不妊に悩む方への支援について

第2項目 自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進について

要点・要旨

第1項目 不妊に悩む方への支援について

答弁者 市民福祉部参事

国では現在、子どもを持ちたいという方々の気持ちに寄り添い、令和4年度当初から不妊治療の保険適用を実施する方針で検討されています。これまでの支援制度の所得制限の撤廃や、助成回数の変更なども含め、不妊治療の支援制度が拡充され、治療費の問題は少しずつ改善していますが、不妊治療は仕事との両立や、男性不妊に対する男性自身の理解不足など、費用以外にも様々なハードルを抱えたままです。

男性の不妊治療費用に対しての助成制度も整えられていますが、男性の中には、不妊は女性の問題であると誤った認識を持つ方もおられ、不妊治療に対する意識が低く、抵抗感もある方が多く、男性の検査が進まないという課題も挙げられます。不妊の原因の約半分は男性側にもあるとされており、男性の不妊治療の理解を促進させ、パートナーが互いに協力して不妊治療に臨めるよう支援していくことが必要かと思いますが、不妊に悩む方への支援として、特に男性に対する理解促進についての市の取組をお伺いします。

第2項目 自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進について

感染症のパンデミックにより生活様式が一変した昨今、自治体のデジタル化の遅れが指摘されています。急速に進むデジタル化に合わせ社会全体のDX、つまりデジタル技術を浸透させることによって社会や暮らしがより便利になるよう、制度や組織のあり方を変革していくことが求められています。令和2年12月に閣議決定された総務省の「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」では、まず、自治体自らが行う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用し、住民の利便性を向上させること、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められるとされています。そこで次の3点についてお伺いします。

（1点目）行政手続きのデジタル化推進について

答弁者 総務部長

小野市においても行政手続きについては、申請書を手書きせずに手続きできるシステムを窓口を導入するなど、利便性向上の変革期にあるように思います。そのような利便性の向上に加え、今後はマイナンバーカードを使用し、様々な手続きがオンライン申請できるようになると言われています。今後の小野市のデジタル化推進についての考えをお伺いします。

（2点目）地域におけるWi-Fi環境の整備について

答弁者 総務部長

平成17年5月策定の小野市電子自治体推進指針によりますと、機器の使用環境がないことなどによって市民生活に大きな格差が生じないように、情報格差対策に取り組まれてきました。ICT社会の恩恵をすべての市民が享受できるように、デジタル活用環境の整備は重要ではないでしょうか。現在、エクラ、小野市立図書館、そして庁内では1階と2階に公衆無線LANのアクセスポイントが設けられていますが、地域の生涯学習拠点であるコミセンでは利用需要が見込めず、費用対効果に鑑み、コミセンおのに設置していたフリーWi-Fiは撤去されています。情報化施策の一つとして、Wi-Fiの環境整備に対する当局の考えをお伺いします。

(3点目) テレワークの推進状況について

答弁者 総務部長

テレワークは新型コロナウイルス感染症対策において、感染拡大の防止だけでなく、社会機能を維持するために有効な手段です。総務省のテレワークに関する取組状況調査によると、市区町村の自治体におけるテレワーク導入状況は3%であるとのデータが出ています。小野市でもテレワーク環境を構築して来られましたが、積極的な推進は実施されていないと聞いています。テレワーク推進についての考え方を伺います。

一般質問発言通告書

5 前田 光教 議員

質問項目

- 第1項目 コロナ禍におけるイベント系事業の今後について
- 第2項目 市街地における空き店舗の現状と今後の対策について
- 第3項目 新型コロナウイルスワクチン接種の更なる推進について

要点・要旨

第1項目 コロナ禍におけるイベント系事業の今後について

答弁者 総合政策部長

令和2年度は、コロナ禍により様々なイベント系事業の開催が、感染リスク防止の観点から中止を余儀なくされました。そして、令和3年度に入っても、第4波を受けた緊急事態宣言もあり、多くの事業が中止や延期がなされているほか、事業そのもののあり方も見直しされています。

事業の見直しといっても、主催者で即決できる事業もあれば、「小野まつり」のように検討委員会、実行委員会で入念に協議される事業もあります。特に「おの恋おどり」については、参加するチームは日々の練習を重ねて小野まつり当日を迎えるため、主催者側においても参加チームのことを考えると簡単に中止できるものではなく、また、いったん止めてしまえば、思いつきで実施できる事業でもありません。また、冬のおの恋と称される「小野ハーフマラソン」も、募集から開催当日までの間に、監督官庁との調整・協議だけでなく、多くのボランティアスタッフの確保などが必要であり、簡単に実施できる事業ではありません。

このように、これまでは当たり前のように開催されていた事業が、このコロナ禍では開催できない状況となり、この開催できない状況が「ニューノーマル」と呼ばれる日常になっていくのではないかと危惧しているところです。

コロナ禍では感染リスクを避けるために、これら多くの人が集まるイベント系事業を実施できないということは理解できる場所ではありますが、ポストコロナ社会を見据えたこれら事業の今後について、見直しを含め当局の方針についての考えをお伺いします。

第2項目 市街地における空き店舗の現状と今後の対策について

答弁者 地域振興部長

商業施設の空き店舗は、民家の空き家よりもそのまちのイメージに与える影響は大きいと感じています。我々議会でも同等規模の地方自治体へ先進事例を学ぶため出向いた際、いくら施策が素晴らしくても、市街地の商業施設が長年空き店舗として放置されている状況を見ると何とも言えない残念な気持ちとなりました。

加えて、コロナのまん延がまだまだ続く中、小野市の新市街地と言われるシビックゾーンの付近においても、空き店舗が出る状況となっています。商業施設の空き店舗の放置は、ますますまちを暗くするものと感じています。普通であれば民間事情によるものとして放置せざるを得ないものであるかもしれませんが、小野市民からすると、関心はあるが何とかならないのか、どうなっているのか、どうしたら良いのか分からないといった状況ではないかと思えます。小野市ではコロナ禍において、市民生活への支援はもとより、地域経済の循環を狙い、生活と商業支援として「おの恋らっきやらっきや券」を発行し、経済活動を後押ししてきました。

そこで、明るい豊かなまちの創造に向けてシビックゾーン付近における商業施設の空き店舗に対し、現状をどのように捉えられ、行政として、また市民としても共に取り組めるような施策が何か考えられないのかお伺いします。

第3項目 新型コロナウイルスワクチン接種の更なる推進について

答弁者 市民福祉部長

新型コロナウイルスワクチン接種が推進され、小野市内においては65歳以上の高齢者のワクチン接種が順調に進んでいるとお聞きしています。

しかし、これから65歳未満の市民のワクチン接種が始まりますが、伝統産業会館での集団接種、16医院による個別接種だけでは集団免疫の目標値とされる80%の接種率を目指すには時間がかかる状況です。第430回定例会第1日目、市長提案説明において集団接種会場の増設案が提示されました。それらに加えて6月8日、政府において職場でのワクチン接種申請の受付が始まり、同日、414企業の申請があったと報道されております。

そこで、ワクチン接種が更に推進される中、課題はあるとは思いますが、小野市として産官民の連携による接種促進に向けた取組についてお伺いします。

一般質問発言通告書

6 高坂 純子 議員

質問項目

- 第1項目 不登校児童・生徒の問題について
- 第2項目 神戸電鉄の今後について
- 第3項目 第430回市議会定例会市長あいさつについて

要点・要旨

第1項目 不登校児童・生徒の問題について

新型コロナウイルス感染症の増加に伴い、度重なる緊急事態宣言の発令により、学校生活を送る児童生徒たちは、今までとは違った生活スタイルの中で我慢を強いられながらも懸命に頑張っています。また、先生方も今まで以上に感染対策に一丸となって取り組まれており、保護者からは感謝の言葉もたくさん聞いております。そのような中、3月に行われた小野市定例教育委員会で報告された昨年4月から今年1月までに30日以上欠席した不登校児童生徒は、小学校12名（前年5名）、中学校53名（前年48名）の合計65名（前年53名）で、昨年度より10名程度多い状態となっています。全国的にもコロナ禍の影響で不登校の児童生徒が増加傾向にあります。まだまだコロナ禍の収束が見通せない現状からも不登校児童生徒の問題について、次の5点をお伺いします。

（1点目）不登校の要因について

答弁者 教育指導部長

新聞報道にもありましたが、新型コロナ感染拡大による学校での感染不安、長引くコ

コロナ禍での貧困家庭の増加、家族を介護する「ヤングケアラー」の増加等、社会情勢の変化により不登校の要因も多様化していると思います。市内の学校における不登校の要因についてお伺いします。

(2点目) 不登校を出さない対策について

答弁者 教育指導部長

保健室や別室登校、放課後登校等様々な形で登校できている児童生徒は不登校にはカウントされません。しかし、不登校傾向にあると言えます。2018年日本財団が中学生の年齢である12歳から15歳までの6,500人を対象にインターネット調査を行った結果、年間30日以上欠席のある不登校の中学生は推計約10万人、不登校傾向にあると思われる中学生は推計約33万人で、不登校生徒の3倍にも上ることが初めて明らかになりました。

小野市では「新ほほえみアクションプラン」の中にある、不登校を出さない対策を行っておられると思いますが、小野市での行き渋り等不登校傾向にある児童生徒の現状と、令和元年の第417回定例会の中でご答弁いただいた、不登校がゼロになるような社会を上げるための教育環境整備の進展についてお伺いします。

(3点目) 適応教室「みらい」について

答弁者 教育指導部長

不登校の児童生徒のこころの居場所づくりとして、小野市適応教室「みらい」があります。兵庫教育大学との連携もあり、集団での関わりを深めて登校への意欲を引き出したり、保護者が相談できる場所でもあります。近年の不登校に係る問題には、不登校の児童生徒の増加に加えて指導員の不足、コロナ禍での大学生の支援の中断等がありますが、適応教室「みらい」の運営と課題についてお伺いします。

(4点目) SC (スクールカウンセラー)、SSW (スクールソーシャルワーカー) について

答弁者 教育指導部長

不登校の児童生徒やその保護者に寄り添い、家庭と学校を繋いでいるSCやSSWは過密なスケジュールで日夜活動されています。平成30年の第410回定例会では「頑

張っていただいていることを評価しながら、どのような成果が出ているのかという検証や見える化が大事である。」また「SSWを増やしてほしいという要望もない」とのご答弁もございましたが、現在の状況についてお伺いします。

(5点目) 外部団体とのネットワークづくりについて **答弁者 教育指導部長**

不登校の子どもを持つ親や過去に子どもの不登校を経験した親が立ち上げたNPO法人があります。現在は民生委員や元保育士なども参加されています。そこでは、まず心の中を打ち明けることで親の気持ちを楽にしてあげ、時には経験者の立場からアドバイスされ、初めて参加された方は嬉しくて涙される方もあります。

病院等の情報交換、研修会、不登校生の居場所づくりとしての農業体験もあり、長年の不登校から別室登校ができるようになったケースもあります。一人で悩まず是非こういう場所も利用していただきたいのですが、教育委員会との連携がないので学校からの案内は難しく、口コミや民生委員の方からの紹介で参加されるのが現状です。

一人でも多くの方が苦しい胸の内を吐き出し、親子一緒に前へ進んでいけるよう児童生徒が登校できるまでの通過点として居場所づくりに力を入れておられるNPO法人などとの連携ができないのかお伺いします。

第2項目 神戸電鉄の今後について **答弁者 総合政策部長**

神戸電鉄の2021年3月期連結決算は、新型コロナウイルスの感染拡大による鉄道旅客数の減少が響き、前年比で大幅な減益となりました。旅客収入が前年比22.3%減り、運輸業の営業損益は6億7,900万円の赤字(前期は9億300万円の黒字)に転じました。また、主要株主である阪急阪神HDも純損益は367億200万円(前期は548億円の黒字)で初の赤字となりました。コロナ禍で主力の鉄道・バス事業のほか、阪神タイガースや宝塚歌劇などの興行、ホテルなど多くの部門が落ち込んだことが原因かと思われます。

近年、神戸電鉄粟生線の年間利用者数は前年度に比べて10万人から20万人程度減

少していましたが、本年1月の第42回神戸電鉄粟生線活性化協議会の資料では、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和2年4月から11月までで既に150万人以上前年に比べて減少する結果となっています。そこで、活性化協議会では、粟生線の維持、更なる活性化を図る必要があることから、令和4年度以降の計画を策定することが決まりました。しかし、コロナ禍による在宅勤務の普及など新しい生活スタイルが浸透することで、ますます鉄道を取り巻く状況は厳しくなると考えられます。

自治体が鉄道を存続するためにはどうしていくべきなのか。危機感を持つ一方で、市民には神戸電鉄がどのように見えているのか気になります。数年前までは「神戸電鉄がなくなるのか」と誰かれ問わず聞かれたものです。しかし、早急な廃止など考えられないことがわかると安心し、だんだんと関心が薄れていっているのではと危惧します。

小野市は2年前より活性化協議会に対しては静観の姿勢をとっておられますが、私達の神戸電鉄を一人ひとりの問題として考えていくためにも、神戸電鉄に対する当局の今後の方向性についてお伺いします。

第3項目 第430回市議会定例会市長あいさつについて

5月31日の市議会定例会において、理事者側の代表である市長から‘敢えて’と前置きされ、議会に対し「2つの大きな改革」をご提案されました。

「会派0作戦」については、多様な価値感が求められ、自らの意見をはっきり言える時代になったからこそ会派のあり方、意味を考えるべきと思っています。これまでも会派を超えて、SDGs、障がい者差別解消法等様々な勉強会や開かれた議会への企画など多数行っています。そもそも会派同士の調整に時間がかかった要因も議員自ら理解しておりますので、議会内で進みつつある会派を超えての活動に合わせ、考えていくべきと思っております。

私は、議会運営委員会に属する議員でもありますので次の2点についてお伺いします。

(1点目) 河島信行議員の一般質問の再開について**答弁者 市長**

遡りますが5月の第429回臨時会では「河島信行議員の辞職勧告に率先して音頭を取った高坂議員が、今度は一般質問をさせても良いと手を挙げた。」と随分声を大きくパフォーマンスも入れながら発言されました。「手を挙げた9人」にも随分固執されています。少しご説明と私の思いを申し上げ市長にお伺いします。

まず、1つには私が理解不足のため、「みそぎ」を済ましたという部分に誤った判断があったことを申し上げます。

議員を自ら辞職して反省を行い、身辺を清らかにして立候補することが「みそぎが終わった」ことであって、辞職勧告中に任期満了になりそのまま立候補されたことは何も変わっていないと言われても、やむを得ないことです。もちろん、河島信行議員は説明責任も果たされていません。ですので諸手を挙げて賛成をしているわけではありません。私たちは市民のために仕事をするという当たり前ですが大きな義務と責任があります。一般質問は議員の役割を果たす上で重要な一つの手段であり、同時に権利と義務のようなものでもあります。まずは議会の正常化を願い、小野市を良くするために市民の声を届けるべきと思ったからです。9名も白票も表現の仕方は違えど議事録をお読みいただければご理解いただけることと私は信じております。

さて、本題です。「議員は2年間何もしてこなかった」これは、「一部の議員だけにお任せしてしまって他の議員は何もしてこなかった」と私は解釈いたしました。議員全体で議会の正常化へ向かうように努力したいと過去の資料をもう一度見直していますが、今まで沈黙を通されていた河島信行議員には真実をお聞かせいただけなかったことが一番残念です。「沈黙は金なり」という言葉があります。これは黙って耐えろということではなく、黙っていたほうが反省をしているように周囲に示すことができる。問題をこれ以上ないようにするには、話さない方が良いという格言なのですが、時代とともに通じなくなり、話さなければ逆に罪を認めたことになるので積極的に話したほうが良い。そうすることによって間違っていることに反論するにしても有効に作用すると言われております。まずは、お互いが向き合って話し合いの場を持つことはできないのでしょうか。また、市長と河島信行議員との間には、私達にも計り知れない何かがあるようにも

感じます。市政に携わられ21年、小野市のためにと尽力されてこられました。小野市と小野市議会が互いに切磋琢磨しながら良い方向へ歩いていくためだ。とのお気持ちからの発言とは思いますが、川名議長を除いて議員は皆、期も浅い議員ばかりです。ここは大きな胸を広げていただいて、求めておられる市長の具体的な回答をお示しいただくことはできないのでしょうかお伺いします。

(2点目) 議員は何もしない発言について

答弁者 市長

「コロナ禍だからイベントも何もない、議員は何もしないで、朝ここへ来てお茶を飲んで、弁当を食べて帰って、それであの報酬を貰えて、皆さんええんでしょかね」といった発言がありました。後日、議運で議長から「市長から、あの発言は河島信行議員のことを指しているのもので誤解のないように」とのことだそうだと聞きました。議員はコロナ禍でも動ける範囲を考えたり、ウェブを使ったりと各自の勉強は行っていますし、それぞれの課題に取り組んでいます。新型コロナワクチン接種についても市民の方からのご相談に乗ったり情報発信を行っています。たとえ個人を指して発せられたとはいえ、議会中継をご覧になった方々は議員全員への発言と理解されています。反響が大きくアクセス回数は通常の倍以上になり市民の方や市外県外の方からのお叱りや苦情をそれぞれの議員はお受けしています。市長の真意をお伺いします。

一般質問発言通告書

7 河島 泉 議員

質問項目

第1項目 パートナーシップ制度導入の取組について

第2項目 コロナ禍におけるフレイル予防対策について

要点・要旨

第1項目 パートナーシップ制度導入の取組について

地方自治体が同性カップルらを婚姻に相当する関係と認め、自治体独自に証明書を発行するパートナーシップ制度について、令和2年12月の第425回定例会において村本議員からも質問されたところですが、その後半年という短い期間に、近隣の明石市、西宮市、猪名川町で次々と導入されています。姫路市も今年度中の導入を目指す意向を明らかにし、隣接の三木市も導入の検討をしているとのことでした。

LGBTの市民の理解の広がりとともに、日本国内でもパートナーシップ制度の導入は急速に発展拡大しており、新聞記事やニュースにもたびたび取り上げられるようになりました。現在、日本では100以上の自治体でパートナーシップ制度が施行されています。本年3月には札幌地裁が、国が同性婚を認めないのは、法律の下では誰もが平等だと定めた憲法第14条に違反するとの判決を下しました。

以上のことからパートナーシップ制度導入の取組について、次の2点をお伺いします。

(1点目) 性的マイノリティへの理解とパートナーシップ制度の取組について**答弁者 市民安全部次長**

以前パートナーシップ制度導入における課題として、「市民に性的マイノリティの理解が十分に進んでいない」、「市民に偏見や差別をなくすための効果的な啓発等により、理解を深めていくことが必要」との答弁がありました。兵庫県教育委員会では、児童生徒に対し性的マイノリティに関する正しい理解促進に取り組んでおり、国の動きとしても法務省や内閣府が性的指向等を理由とする偏見や差別をなくすための啓発活動に取り組んでおります。このような状況のもと、パートナーシップ制度導入への課題はクリアしているように思われ、私は導入すべきと考えますが、市としてどのように考えておられるのかお伺いします。

(2点目) 市営住宅への同性カップル入居についての認可について**答弁者 地域振興部長**

このたび、兵庫県は県営住宅の5月定時募集からパートナーシップ制度を導入している市町に対し、同性カップルらの入居申込の受付を決定しています。これらを踏まえ、市営住宅における同性カップルらの入居申込時の対応についてお伺いします。

第2項目 コロナ禍におけるフレイル予防対策について

令和2年の第422回定例会の久後議員の新型コロナウイルス対策支援についての質問に対して、前期高齢者と後期高齢者の人数が、約6,800人ずつのほぼ同数になっており、今後5、6年の間に後期高齢者の人口の急増が見込まれるため、介護予防事業と要介護認定を防ぐことに注力し、フレイル予防対策の裾野を広げていきたいとのご答弁がありました。

また、今年度は後期高齢者を対象としたフレイル予防への取組として、「後期高齢者フレイル予防等事業」のうち、個人的支援事業（ハイリスクアプローチ）として、糖尿病性腎症重症化予防、生活習慣病の重症化予防、低栄養防止、健康状態不明者対策の4

事業と、集団的支援事業（ポピュレーションアプローチ）として、高齢者の方々の通いの場を利用した低栄養防止、口腔機能の低下防止、運動機能の低下防止の3つのフレイル予防をテーマとしたフレイル予防教室を開催し、同時に参加者に対しフレイルチェックや健康相談等を行う予定とお聞きしております。そこで次の2点についてお伺いします。

（1点目）個人的支援事業（ハイリスクアプローチ）の具体的内容について

答弁者 市民福祉部参事

前回の答弁の中で、国立長寿医療研究センターと筑波大学の合同インターネット調査によりますと、新型コロナウイルス流行の前と後では高齢者の活動量が3割減ったとの結果になっているとお聞きしました。小野市においても、後期高齢者の活動量が減少することにより、QOL（Quality of Life:生活の質）の低下、生活習慣病の重症化等が懸念されると思いますが、高齢者の活動量をどのように把握され、どのように考察されているのか、また個人的支援事業（ハイリスクアプローチ）としてどのような支援を考えておられるのかお伺いします。

（2点目）集団的支援事業（ポピュレーションアプローチ）の具体的内容について

答弁者 市民福祉部参事

小野市では、高齢者の通いの場として実施されているいきいき100歳体操等の後方支援への取組を考えているとお聞きしています。このいきいき100歳体操の機会を活用したフレイル予防教室を予定されているとのことですが、集団的支援事業（ポピュレーションアプローチ）としてどのような支援を考えておられるのかお伺いします。

一般質問発言通告書

8 藤原 章 議員

質問項目

第1項目 新型コロナ対策について

第2項目 学校給食のパンについて

第3項目 福祉給付制度適正化条例と生活保護について

要点・要旨

第1項目 新型コロナ対策について

新型コロナの感染が収まらず、兵庫県には4月23日に3度目の緊急事態宣言が発令されました。しかも当初5月11日だった期間が6月20日に延長されました。また新型コロナウイルスもイギリス株やインド株など変異株が広がり油断がなりません。一方、国民が待ち望んだワクチンの接種が始まり、感染防止と新型コロナ収束の期待が高まっています。つきましては新型コロナの対応について、次の4点をお伺いします。

(1点目) 北播磨地域の新型コロナ医療体制について

答弁者 市民福祉部長

新型コロナの第4波は北播磨地域でも今までにない感染拡大をもたらしていますが、北播磨地域における新型コロナの医療体制はどうなっているのかお伺いします。

(2点目) 新型コロナから暮らしを守る施策について

答弁者 市民福祉部長

長期にわたるコロナ禍は市民の暮らしに大きな影響を及ぼしており、今まで以上に行政の手厚い、きめ細やかな支援が求められていると思います。

本年4月の第428回臨時会では、低所得の子育て世帯の生活実態が依然として厳しい状況にあることから、国として子ども1人あたり一律5万円を追加支給する「子育て世帯生活支援特別給付金」について小野市も可決しました。今回はひとり親だけでなく、低所得のふたり親も対象になり、うれしい前進ですが、残念なことに支給対象が少し狭すぎると思います。ひとり親は基本的に児童扶養手当の支給水準となっており、全員ではありません。また、低所得のふたり親とは住民税非課税世帯となっており、これはかなり低い水準です。つきましては小野市の独自施策として、対象から外れたひとり親への支給や、ふたり親の所得基準を緩めて、例えば就学援助対象者に拡大して支給するなど、補足的な給付ができないかお伺いします。

(3点目) 市内事業者の状況について

答弁者 地域振興部長

今回の緊急事態宣言で時短営業を要請し、協力金や支援金の対象になっているのは飲食関係と、その関連事業者だけだと思いますが、長引くコロナ禍と再三にわたる緊急事態宣言は飲食以外の事業者の皆さんにも深刻な影響を与えているのではないかと危惧します。市当局や商工会議所等には様々な声が寄せられているのではないかと思います。市内事業者の実態はどうかお伺いします。また、何か支援策を考えておられるのかお伺いします。

(4点目) ワクチン接種について

答弁者 市民福祉部長

ワクチン接種は医療関係者の献身的なご協力と、当局の周到な準備、奮闘により順調に進んでいると思っています。関係各位のご奮闘に敬意を表するものですが、医療従事者、介護施設入所者、高齢者と進んできた今までの接種状況をお伺いします。また、会場に行きにくい交通弱者への対応についてお伺いします。

第2項目 学校給食のパンについて

学校給食のパンの原料となる小麦粉についてですが、以前、市のホームページを見ますと原料の小麦はアメリカ・カナダ産と出ていました。いまアメリカやカナダでは広大な農地を経営するために、遺伝子組み換え作物の栽培や収穫直前に除草剤を散布するプレハーベストが広がっていると言われていています。問題は除草剤の残留で、農水省の調査では規制値、基準値を超えたものはないものの、輸入小麦の90%以上から残留農薬の成分が検出されたという報告があるそうです。いまアメリカやヨーロッパでは除草剤の主成分のグリホサートに発がん性があるのではないかと大きな問題になっています。学校給食のパン食は月1、2回程度で、あまり影響はないと思いますが、成長期の子どもたちにとっては少しでも安全な給食が良いと思いますので、次の2点についてお伺いします。

(1点目) 酒米パンについて

答弁者 教育管理部長

以前、学校給食のパンに山田錦の粉を使って作った酒米パンが出されたことがあると思います。山田錦は需要が減少して農家も困っていますが、学校給食のパンに使えば少しでも助かり一石二鳥だと思いますが、現状と今後について当局の考えをお伺いします。

(2点目) 国産小麦の使用について

答弁者 教育管理部長

酒米パンが考えられない場合、学校給食のパンは輸入小麦でなく、国産小麦を使うことはできないのかお伺いします。

第3項目 福祉給付制度適正化条例と生活保護について

コロナ禍の中で、国では生活保護行政のあり方が改めて問題になっています。また小野市では小野市福祉給付制度適正化条例が平成25年4月1日に施行されて8年になろうとしています。つきましては、次の2点についてお伺いします。

(1点目) 福祉給付制度適正化条例の実績について**答弁者 市民福祉部長**

福祉給付制度適正化条例は生活保護などの福祉給付について不正受給の防止、パチンコなど不適切な費消の防止を定め、市民に不正受給、不適切な費消等の情報提供を責務としたもので、生活保護や弱者バッシングに繋がりがねない条例だと思っておりますが、一方では要保護者などの情報提供も呼びかけています。つきましては令和2年度の実績と通算の実績についてお伺いします。

(2点目) 生活保護制度のあり方と啓発について**答弁者 市民福祉部長**

コロナ禍の中で、生活福祉資金特例貸付制度を利用する市民が急増しました。暮らしの厳しさを反映していると思いますが、事情が改善されなければ生活保護に頼らざるを得なくなります。しかし、生活保護はかなりハードルが高いという状況があります。事実、生活保護の捕捉率は厚労省の発表では22.9%(2018年)とされています。受給者が少ない原因は、1つは認定条件が財産、扶養照会、車の所持など、かなり難しいということ、もう1つは「自分が悪い」「人様に頼りたくない」という思いや、生活保護に対する世間の目が冷たいことから受給をためらう状況があるためと思われます。生活保護が法の目的に叶うよう適切に運用されるためには、国が運用を変えることが求められていますし、自治体としては生活保護への正しい理解を進め、偏見をなくしていくことが重要だと思っておりますが、当局の考えをお伺いします。